

「公印省略」

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 12 日

居宅介護支援事業所 管理者様
介護予防支援事業所 管理者様

飯塚市福祉部介護保険課長
(事業所係)

モニタリングに関する「特段の事情」の考え方 (Q&A) の発出について

居宅基準第 13 条第 14 号及び予防基準第 30 条第 16 号において明記されている利用者への居宅訪問（以下「モニタリング」という。）については、特段の事情がない限り、居宅介護支援は 1 月に 1 回、介護予防支援は 3 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し面接するものとされています。

今般、この「特段の事情」について問い合わせがあり、市として「特段の事情」の判断や確認方法等をお示ししていなかったことから、令和 6 年 12 月 24 日付け「居宅介護支援及び介護予防支援における居宅でのアセスメント及びモニタリングでの特段の事情等の判断について（6 飯福介第 1413 号）」（以下、「通知」という。）で、考え方や申出方法等をお示ししたところです。しかしながら、当該通知について、令和 7 年 1 月 1 日以降に適用することとしましたが、「特段の事情の確認申出書」の届出期限等について明記しておらず、対応方法が不明瞭な状態となっていました。

つきましては、モニタリングに関する「特段の事情」の考え方 (Q&A) を作成しましたので、ご確認いただき下記のとおりご対応をお願いいたします。

記

1.通知適用時期

- ・ 令和 7 年 1 月 1 日から

2.通知発出以降に、「特段の事情の確認申出書」による申出をしておらず、「特段の事情」に該当しない場合において、不適切な給付として返還の対象とする時期

- ・ 令和 7 年 4 月サービス提供分から

3.注意事項

- ① モニタリングがケアマネジメントの一連の流れとされている中において、利用者の居宅へ訪問して、利用者に面接しない「特段の事情」は例外的な措置であるとともに、「特段の事情」に該当する場合であっても、利用者それぞれに事情が異なる

ことから、全てにおいて明確な線引きを行うことはできません。この度、参考までに、問い合わせがあった内容も含めて、Q&Aを作成しておりますが、別紙に記載した例は一例であるため、記載がないことを理由に「特段の事情に係る確認申出書」の提出が不要となるものではありません。1月に1回居宅を訪問し、利用者に対してモニタリングできない場合に、その事情が「特段の事情」に該当するかは独自に判断せず、市に対し、「特段の事情に係る確認申出書」を提出してください。

- ② 通知に記載している本市が特段の事情等に該当すると判断している事例のうち、緊急入院等におけるモニタリングに関しては、「特段の事情」に該当するため、必ずしも訪問しなければ減産となるものではありません。ただし、入院・入所期間中にあってもモニタリングしていく必要はあることから、その後の継続的なモニタリングが必要となることが厚生労働省より示されておりますので、ご注意ください。